

用品調達基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 67 号

用品調達基金条例施行規則の一部を改正する規則

用品調達基金条例施行規則（昭和 39 年岩手県規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(物品の請求)</p> <p>第 7 条 各課等及び地方公所等の長は、基金を通じて物品を購入しようとするときは、<u>物品購入依頼票（様式第 1 号）</u>により出納局長等に請求しなければならない。ただし、出納局長が別に定める物品については、<u>物品購入票（様式第 2 号）</u>によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 出納局長等は、前項の手続により購入契約を締結したときは、<u>契約通知票（様式第 3 号）</u>により各課等及び地方公所等の長に通知しなければならない。</p> <p>(検収の依頼)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 前項の依頼は、<u>検収依頼票（様式第 3 号）</u>に、当該物品の検収に必要な資料を添えて、送付することにより行うものとする。ただし、出納局長が別に定める物品については、この限りでない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(用品の払出価格)</p> <p>第 9 条 条例第 5 条の規定による用品の払出価格は、<u>取得価格に当該取得価格の 100 分の 3 以内の金額を加算した額</u>とする。</p> <p>(振替の整理)</p> <p>第 12 条 出納局長等は、第 10 条の規定により当該用品を交付したときは、<u>物品購入振替整理票（様式第 4 号）</u>を出納長に送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(備付帳簿)</p> <p>第 13 条 出納局長等は、次に掲げる帳簿を備えて基金の運用状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) <u>用品調達基金出納簿（様式第 5 号）</u></p> <p>(2) <u>在庫用品整理簿（様式第 6 号）</u></p> <p>(3) <u>在庫用品出納票（様式第 7 号）</u></p> <p>(4) <u>振替未済額整理簿（様式第 8 号）</u></p> <p>(5) <u>用品調達基金運用状況集計表（様式第 9 号）</u></p> <p>(繰越しの整理)</p>	<p>(物品の請求)</p> <p>第 7 条 各課等及び地方公所等の長は、基金を通じて物品を購入しようとするときは、<u>別に定める様式による物品購入依頼票</u>により出納局長等に請求しなければならない。ただし、出納局長が別に定める物品については、<u>別に定める様式による物品購入票</u>によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 出納局長等は、前項の手続により購入契約を締結したときは、<u>別に定める様式による契約通知票</u>により各課等及び地方公所等の長に通知しなければならない。</p> <p>(検収の依頼)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 前項の依頼は、<u>別に定める様式による検収依頼票</u>に、当該物品の検収に必要な資料を添えて、送付することにより行うものとする。ただし、出納局長が別に定める物品については、この限りでない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(用品の払出価格)</p> <p>第 9 条 条例第 5 条の規定による用品の払出価格は、取得価格とする。</p> <p>(振替の整理)</p> <p>第 12 条 出納局長等は、第 10 条の規定により当該用品を交付したときは、<u>別に定める様式による物品購入振替整理票</u>を出納長に送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(備付帳簿)</p> <p>第 13 条 出納局長等は、次に掲げる帳簿を備えて基金の運用状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) <u>別に定める様式による用品調達基金出納簿</u></p> <p>(2) <u>別に定める様式による在庫用品整理簿</u></p> <p>(3) <u>別に定める様式による在庫用品出納票</u></p> <p>(4) <u>別に定める様式による振替未済額整理簿</u></p> <p>(5) <u>別に定める様式による用品調達基金運用状況集計表</u></p> <p>(繰越しの整理)</p>

第15条 出納局長は、3月31日現在で用品調達基金繰越整理票  
(様式第10号)を作成しなければならない。

第15条 出納局長は、3月31日現在で別に定める様式による用  
品調達基金繰越整理票を作成しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第10号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の用品調達基金条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第9条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約に係る用品の払出価格について適用し、同日前に締結された契約に係る用品の払出価格については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に作成される帳票等について適用し、同日前に作成された帳票等については、なお従前の例による。